## 羽生市男女共同参画推進条例 (案)

目次

前文

第1章 総則(第1条一第9条)

第2章 基本的施策 (第10条—第15条)

第3章 羽生市男女共同参画審議会(第16条—第24条)

第4章 雑則(第25条)

附則

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法にうたわれ、男女平等の実現に向けては、国際婦人年以降、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、「男女共同参画社会基本法」を制定するなど、国際的な協調の下に男女平等に関する様々な取組みがなされてきた。

羽生市においても、男女共同参画社会の実現を目指し、平成11年に「はにゅう男女共同参画プラン」を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに起因する社会制度、慣行などが根強く残っているのが現状である。

また、近年では、女性に対する配偶者等からの暴力やストーカー行為、職場におけるハラスメントなどの人権を侵害する行為が重大な社会問題となっている。更には、仕事と生活の調和が求められている中、男女共に、子の養育や家族の介護といった家庭生活と職場や地域などでの社会活動を両立させることが重要な課題となっている。

このような現状を踏まえ、羽生市では、羽生市まちづくり自治基本条例に掲げる公平・公正で一人ひとりの人権が尊重される「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち」を創り上げていくためにも、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる、豊かで活力に満ちたまちを実現することが必要となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、 市、市民、事業者等が協働し、男女共同参画に関する取組みを積極的 に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、 市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするととも に、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について基本と なる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進 し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの 意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が 確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化 的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 男女 身体的な性(生物学的性)又は心の性(性自認(自己が認識している性))をいう。
  - (3) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
  - (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
  - (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他の あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
  - (6) 配偶者等からの暴力 配偶者、恋人等の親密な関係又は過去に親密な関係にあった者からの身体的、精神的、性的、経済的 又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

- (7) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が本人の意図に 関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益 を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (8) 積極的格差是正措置 第1号の機会に係る男女間の格差を 是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

## (基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理 念として行わなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。
  - (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に起因する社会に おける制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に 対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
  - (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案又は決定に男女が共同して参画する機会を確保されること。
  - (4) 家族を構成する者が相互の協力と社会の支援の下に、家事、 子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就学、就 労その他の家庭生活以外の社会生活における活動への参画の機会 が確保されること。
  - (5) 男女が互いに理解を深め、妊娠、出産等に関して対等な関係の下に、生涯にわたり性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
  - (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下行うこと。
  - (7) 配偶者等からの暴力、ハラスメントその他の性別に起因す

る人権侵害が根絶されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、 実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体、 市民並びに事業者と相互に連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その 他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めなければなら ない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的 に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、基本理念に配慮した教育を積極的に行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等からの暴力、ハラ

スメントその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な 役割分担、ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度 の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画 (以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するよう努めるとともに、第16条の羽生市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市の施策)

- 第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行 うものとする。
  - (1) 男女共同参画に関する市民、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動及び学習機会の提供を行うこと。
  - (2) 市民、事業者及び教育に携わる者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を 講ずるよう努めること。
  - (3) 家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。

(4) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び 男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこ と。

(積極的格差是正措置)

- 第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。
- 2 市は、附属機関等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講じること等により、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、国、県、 関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるものとする。
  - (1) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民、事業者及び教育に携わる者から相談の申出を受けたとき。
  - (2) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進 に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者及び教育 に携わる者から苦情の申出を受けたとき。
- 2 前項各号の申出があった場合において、必要があると認めるときは、第16条の羽生市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(年次報告等)

第15条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画社会の 推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、 これを公表するものとする。

第3章 羽生市男女共同参画審議会

(設置)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に資するため、羽生市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第17条 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同 参画の推進に関する重要事項を審議すること。
  - (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について調査し、又は研究し、市長に意見を述べること。
  - (3) その他市長が特に必要があると認める事項に関すること。 (組織)
- 第18条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうち から市長が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) 公募による市民
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 審議会は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

(委員)

- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第20条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選 により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第22条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員 以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な 資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その 職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し 必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。